

## 子ども育みサポーター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子どもを共に育む京都市民憲章（以下、「京都市はぐくみ憲章」という。）の理念をあらゆる施策の展開に反映させるとともに、幅広い市民に京都市はぐくみ憲章を普及啓発し、実践活動を喚起する観点から、区役所に子ども育みサポーター（以下、「サポーター」という。）を置き、京都市はぐくみ憲章の行政区レベルでの実践の推進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (指定)

第2条 サポーターは、教育委員会生涯学習部首席社会教育主事（以下、「主事」という。）のうちから、教育委員会生涯学習部長が指定する者をもって充てる。

### (任務)

第3条 サポーターは、京都市はぐくみ憲章の実践の推進につながる活動に取り組む市民、団体と区役所及び区役所支所との連携を促すため、次の各号に掲げる任務を、主事の本務として行う。

- (1) 保護者、地域住民及び学校等と区役所及び区役所支所の連携を促進するために必要な連絡調整等
- (2) 区役所及び区役所支所が実施する事業に、保護者、地域住民等の主体的かつ積極的な参画を図るために必要な助言等

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。